第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題/危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
臭化メチル	機合成作業における暴露で神経系及び非神経系(肺、鼻腔粘膜、腎臓、眼、皮膚)への影響が報告されており、この際の主たる暴露経路は吸入と皮膚接触である。 古い木造家屋で穿孔虫を駆除するために燻蒸作業が行われた際、作業の後で家屋の通風に従事した作業者に中毒患者が発生した事例では、作業中より嘔吐、窒息感があり、運	〈国内〉・食品安全委員会の評価状況:なし。・農林水産省:検疫用途及び不可欠用途(臭化メチルが必要不可欠な処理)を除き、H17(2005)までに使用を全廃。現在、不可欠用途については、土壌くん蒸用(キュウリ、スイカ、メロン、トウガラシ類及びショウガ)及び収穫物くん蒸用(クリ)でのみ使用を認めている。地球環境保護の観点から、不可欠用途であっても使用を全廃すべきという近年の国際的な動きを受け、H20(2008)に「不可欠用途臭化メチルの国家管理戦略」を策定。H25(2013)には土壌くん蒸用、H26(2014)には収穫物くん蒸用の全廃を予定しており、臭化メチル全廃に向け、代替技術の開発・普及に取り組んでいるところ。〈海外〉・国連のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国会合で、プロンなどと同様にオゾン層破壊物質として指定。ただし、技術的・経済的に適切な代替手段がなく、かつ、臭化メチルを使用できなくなることにより著しい損害がある場合は、各国の申請に基づき、議定書の技術・経済評価パネル(TEAP)の評価を踏まえ、締約国会合での承認を経て、不可欠用途として使用が認められることとされている。2010年11月8日~12日に開催された会合で、各国申請の使用数量、代替技術等についても議論されている。・モントリオール議定書により、2005年に不可欠用途を除き全廃されており、不可欠用途についても代替技術の開発等により2013年を目途に廃止される予定となっている(ただし、検疫用途については規制対象外)。・不可欠用途及び検疫用途については農林水産省への申請が必要であり、農林水産省で適切にリスク管理が行われるとともに、この結果はモントリオール議定書締約国会議にも報告されており、国際的にも適切に管理されている。